

沿岸広域振興局長告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年2月27日

沿岸広域振興局長 小 國 大 作

就労移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311100127	かまいしワーク・ステーション	釜石市鶴住居町第25地割13番地43	令和8年3月31日